

朝日町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 4 月 26 日

朝日町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

朝日町の農地は、大きく分けて平坦部と中山間部に分けられる。平坦部では、果樹・稲作を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、山間部では、山菜の栽培等を主体に水稻と組み合わせた複合経営が中心となっているが、農家の高齢化に伴い、遊休農地が増加している。

このような状況の中、遊休農地の発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した農地利用に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化が一体的に推進するよう、朝日町農業委員会の「農地等の利用の最適化に関する指針」を以下のとおり定めるものである。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する朝日町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度ごとの具体的活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消の目標

朝日町の農地の状況

(単位：ha)

	農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	1,213ha	193ha	15.9%
3年後の目標 (令和8年4月)	1,193ha	187ha	15.7%
目 標 (令和10年3月)	1,173ha	180ha	15.3%

※R5.4の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」に基づく農地＋遊休農地

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）について調査の徹底を図る。
- また、利用意向調査の結果を踏まえ、遊休農地再生のための交付金等の活用も含め農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況により速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

(単位：ha)

	農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	1,020ha	718ha	70.4%
3年後の目標 (令和8年4月)	1,000ha	764ha	76.4%
目 標 (令和10年3月)	980ha	786ha	80.2%

※R5.4の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」に基づく農地

	総農家数 (内、主業農家数)	担い手			
		認定農業 者数	認定新規 就農者数	基本構想 水準到達 者	特定農業 団体その 他の集落 営農組合
現 状 (令和5年4月)	771戸 (164戸)	102 経営体	9 経営体	64 経営体	3 団体
3年後の目標 (令和8年4月)	710戸 (146戸)	105 経営体	12 経営体	67 経営体	3 団体
目 標 (令和10年3月)	670戸 (134戸)	108 経営体	15 経営体	70 経営体	3 団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに町と連携しつつ主体的に取り組むものとする。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、県や町、農地中間管理機構などと連携し、ア. 農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、イ. 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、ウ. 利用権の設定期間が満了する農地等について、それぞれのリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の農地利用の状況を把握し、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

また、中山間の樹園地などにおいては新規就農者の受け入れを推進するなどの取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い

相続等で農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者得面積）
現 状 （令和5年4月）	2 人 （ 1. 6 ha）	1 法人 （ 4. 1 ha）
3年後の目標 （令和8年4月）	4 人 （ 3. 5 ha）	2 法人 （ 7. 0 ha）
目 標 （令和10年3月）	6 人 （ 6. 0 ha）	3 法人 （ 10. 0 ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

県及び全国農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて相談会などを行う。

②新規就農フェア等への参加について

町、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人・法人）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人・法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

朝日町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、朝日町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力